

経営事項審査の審査基準等の改正(令和8年7月1日施行)について

令和8年4月
指導検査課

建設業法施行規則等の一部改正に伴い、令和8年7月1日以降の経営事項審査の申請について、以下のとおり取扱いを変更する予定ですのでお知らせします。

なお、経営事項審査申請の手引き及び申請様式については、追って改定予定であり、取扱いが一部変更となる場合がありますので、引き続き、最新の情報を御確認ください。

〈変更内容〉

1. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無（追加）
2. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（見直し）
3. 建設機械の保有状況（拡大）
4. 雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無（削除）
5. その他審査項目（社会性等）の配点及び総合評定値の点数（変更）

1. 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無（追加）

【概要】

- 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度に係る評価項目を追加
- 審査基準日が宣言日以降であり、自主宣言制度において宣言した取組について、取組開始日以降行う又は行っている旨を誓約する場合に加点（5点）

【提出資料】

- 別記様式第7号
- 自主宣言制度において宣言していることを証する書面（宣言書）の写し

- ※1 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度ポータルサイト（国土交通省HP）において宣言企業として掲載されていることが加点の前提条件となります。
- ※2 審査基準日が宣言書に記載された宣言日以降かつ取組開始日より前である場合は、取組開始日以降に取組を行う旨、様式第7号に記載されていれば加点対象となります。
- ※3 審査基準日が宣言書に記載された宣言日以降かつ取組開始日以降である場合は、取組開始日以降に取組を行っている旨、様式第7号に記載されていれば加点対象となります。

2. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（見直し）

【概要】

- 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無に係る項目の追加に伴い加点配分を見直し
- 審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事について加点要件を満たしている場合は10点を加点（見直し前：15点）
- 審査対象工事のうち、全ての公共工事について加点要件を満たしている場合は5点を加点（見直し前：10点）

3. 建設機械の保有状況（拡大）

【概要】

- 加点対象機械を拡大
- 新たに不整地運搬車及びアスファルト・フィニッシャを追加

【提示・提出資料】

- 「建設機械の保有一覧表」（提出）

+

不整地運搬車のうち、オフロード車の場合 ※1

- ・ 特定自主検査記録表（表・裏面写し提出）
- ・ 所有又はリースの確認ができるもの（原本提示又は写し提出）
- ・ 建設機械写真（台紙に貼付して提出）

不整地運搬車のうち、オンロード車の場合 ※1

- ・ 特定自主検査記録表（表・裏面写し提出）
- ・ 自動車検査証（写し提出）
- ・ リースの場合は、併せてリースの確認ができるもの（原本提示又は写し提出）

アスファルト・フィニッシャ ※2

- ・ 自動車検査証（写し提出）
- ・ リースの場合は、併せてリースの確認ができるもの（原本提示又は写し提出）

※1 労働安全衛生法施行令に掲げる不整地運搬車であり、特定自主検査が行われている場合に加点対象となります。

※2 自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車であり、自動車検査が行われている場合に加点対象となります。

※2 特定自主検査記録表の詳細やその他注意事項については、現行の建設機械の確認資料と共通になるため、手引き（令和7年12月版）の49～51ページを御参照ください。

4. 雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無（削除）

【概要】

- 審査項目から削除

5. その他審査項目（社会性等）の配点及び総合評定値の点数（変更）

【概要】

- 改正に伴い、その他審査項目（社会性等）のW1～8の合計点について、最低点を▲210点から▲90点へ変更
- その他審査項目（社会性等）Wの配点の最低点を▲1,837点から▲788点へ変更
- 総合評定値Pの点数の最低点を6点から163点へ変更